

四日市市公立幼稚園・こども園教育実習許可基準

四日市市こども未来部
保育幼稚園課

- 1 教育実習生は、原則として本市在住者・出身者とします。
- 2 教育実習生は、将来教職につく意思を有する者とします。
- 3 特定の幼稚園・こども園に実習希望が集中した場合、及び、園の状況が受け入れ不都合になった場合は、保育幼稚園課において調整を図ります。(希望に添えない場合もあります)
- 4 実習日時・期間については、実習園の教育計画に即して決定します。
- 5 大学の指導教員による指導は、次のとおりです。
 - (1) 事前に実習園の園長、指導担当教諭とともに、十分に準備のための打ち合わせをしてください。
 - (2) 実習期間中、大学の担当教員が、実習生指導のために実習園を訪問してください。
- 6 様々な感染症予防の観点からも、体調管理の徹底をし、体調不良の際は実習を実習園に連絡を入れ休むなど、感染拡大防止に努めてください。

附則

この基準は、令和8年 4月 1日から実施する。